

令和5年6月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年6月総会議事録

1 日 時 令和5年6月15日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (6件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (2件)
- 第4号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権7件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(7件・農地中間管理事業に係る合意解約1件)

3 その他

- ・次回総会 7月14日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室
- ・現地調査 7月 4日（火） 予定
- ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 油谷地区 6月27日（火） 午前10時から ラポールゆや
 - 日置地区 6月27日（火） 午後 2時から 日置農村環境改善センター
 - 三隅地区 6月29日（木） 午前10時から 三隅支所
 - 長門地区 6月29日（木） 午後 2時から 市役所4階会議室
- ・委員改選に伴う臨時総会 7月20日（木） 市役所4階会議室

4 出席委員（19人：議席順）

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 |
| 10番 大汐 光晴 | 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 |
| 13番 岡本 勇二 | 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 |
| 16番 末永 恵子 | 17番 山近 洋祐 | |
| 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	北村 実瑛

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和5年6月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、5月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和5年6月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は19名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

17番、山近洋祐委員、18番、松田昭洋委員、よろしくをお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は4,065㎡。ほか2筆。

譲受人は、●●市●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲番▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、生産量の拡大をしたい。また、休耕田を農地として再生したい。譲渡人は、高齢になり、娘夫婦の家に引っ越したため、管理ができないため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北北西へ約 2km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 16 番、末永委員、補足説明をお願いいたします。

16 番

16 番、当担当の末永です。

6 月 6 日、大野会長、事務局、上手推進委員と私で、現地調査をいたしました。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

現況は、草丈が 1m 弱で、草刈りをすれば、すぐにでも耕作ができる状態です。

譲受人が●●市在住ということで、遠距離なのが気になる場所ですけれども、譲渡人の●●さんも、●●市在住で、遠距離で耕作ができないという状況ですので、耕作する意欲のある方が譲受けられることの方が、今後、荒廃しなくて良いと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

5 番

はい。

議 長	はい、どうぞ。
5 番	5 番、深水です。 譲受人が、●●市に住んでいらっしゃる、家というのは、どうなるんですかね。そして、理由のところで簡単に、生産量の拡大をしたいと書いてありますが、現在、いくらか田んぼを作っておられるのかどうか、とか。 なかなか●●市に住んで、毎日こちらに来て農作業をするというのが、できるのかなと思ひまして。ちょっと確認です。
議 長	事務局の方からお願いいたします。
事務局長 補佐	はい、それではお答えいたします。 事務局の方でも、●●市在住の方ということで、事細かな聞き取りをさせていただきました。 この●●さんという方は、●●市で認定農業者をしていらっしゃる方で、今回の農地を含めず、●●市で約 1.3ha の耕作をしていらっしゃるという状況です。 通作距離が約 60 km ということで、その点も確認いたしましたが、今回の申請に関しましても、度々、長門市を訪れられまして、通作距離に関しては苦にいらっしゃらないと伺いました。 それから、補足ですけれども、●●さんのお宅というのが、この議案位置図の 2 ページにあります。こちらの家の維持管理、草刈りですとか、そういった管理の方も、この家を所有している不動産会社と委託契約を結ばれているということで、こちらの長門市の方には度々、通ってくるということで、確認しております。
5 番	分かりました。
議 長	他にご意見、ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。

事務局長
補佐

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は132㎡。ほか5筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自宅の隣接地であり、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、耕作従事者が昨年死亡し、耕作が困難であることから譲渡することにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から北東へ約4.1kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の6番、河野委員、補足説明をお願いいたします。

6 番

当地区担当、6番、河野です。

6月6日、火曜日、大野会長、鈴川推進委員、事務局2名と私で、現地

確認をいたしました。

この農地は、昨年まで、市外に住んでおられる耕作者が、草刈りなどで保全管理をしておられましたけれども、昨年、お亡くなりになられたということで、農地が荒廃して、集落全体の景観が悪くなつてはならないということで、自宅が隣接する●●さんが、この度、農地を譲受けられることになりました。

以上のことから、何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は493㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲丁目▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、数年前から譲渡人に事実上の管理を任せられ、草を刈るなどの作業を実施していること及び自宅の隣にあるため、譲渡人の申し出を受け入れた。譲渡人は、生活の拠点が県外にあり、申請地を維持管理していく事が困難であること及び事実上の管理を譲受人に任せていることから、今回権利を譲り渡すことにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から西北西へ約520mに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、15番、中野委員、補足説明をお願いいたします。

15番

当地区担当の15番、中野です。

6月6日、大野会長、事務局の方々、鈴川推進委員と私で現地の確認をいたしました。

今、事務局からご説明がありましたように、数年前から、●●さんが管理を任されていたと伺っておりますが、草刈等の管理はこまめにされていらっしゃるようですし、問題ありません。

また、譲渡人の方は、県外に住んでおられることから、耕作は困難だと思いますので、何ら問題はないと思います。

皆様方の、慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。2ページをご覧ください。
番号4。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも田、面積は1,198㎡。
譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
譲渡人は、●●市●●町●●▲▲番地、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、経営規模拡大を図るため、隣接及び近接の田を購入するのに合わせて譲り受けるもの。譲渡人は、現在、養護老人ホームに入所しており、農業後継者もおらず耕作できないため、譲渡することとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から西北西へ約1.8kmに位置する農地です。
また、9ページには公図を添付しております。
農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当16番、末永委員、補足説明をお願いいたします。

1 6 番	当地区担当、16 番、末永です。 6 月 6 日、大野会長、事務局、上手推進委員と私で、現地の確認をいたしました。 詳細については、事務局の説明のとおりですけれども、現地は民家に隣接しており、現状はここ数年、草刈りもされておらず、草丈が身の丈ほどはある、一見すると、荒廃した農地です。 近隣農地も、譲受人の●●さんが耕作されており、●●さんはご高齢ですけれども、農作業は息子さんが主に行われているということで、近隣農地の影響を考えても、耕作する意欲のある方が地権者となり、適正に管理されるのは、望ましいことだと考えます。 皆様の慎重審議を、よろしくお願いをいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
1 4 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
1 4 番	14 番、木村です。 ちょっと、現地は地番だけやから分かりにくいんやけど、この▲▲番▲は、住宅が建っちゃるところですかね。
事務局長 補佐	隣は住宅です。
1 4 番	はい、分かりました。 私を知っちゃうかぎり、この申請地は別の人が果樹を植えちゃったけど、それはどうなんですかね。
1 6 番	以前に、果樹を植えられたという話を聞いたこともあったんですけども、現地に行った時点では、ヨシのような、身の丈ほどある草が生えていて、果樹も確認できませんでした。
1 4 番	再々、前を通るもので、もし別の人が果樹を植えちゃったら、もめるような事にならんにやええがなと思って聞いてみました。 すみませんでした。

議 長

よろしいですか。
他にどなたか、質問がある方は、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号5について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号5。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況とも畑、
面積は219 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から畑の面積を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び10 ページをご覧ください。●●から北西へ約1.1 kmに位置する農地です。

また、11 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 14 番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

1 4 番

14 番、木村です。

6 月 6 日に、会長、事務局と、推進委員の先野さんと私で、現地調査をいたしました。

現地は、●●自治会で、元は●●があった、あそこのカーブを回って、●●の方へ行くところの道中で、●●地区の納骨堂があって、その急な坂道を上がったところにあります。

現在、畑は管理されて、自家用野菜が栽培されてあります。

譲受人の●●さんのお宅のすぐ前にありますので、何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号 6 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。

番号 6。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 137 m²。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から空き家を購入するに伴い、農地を家庭菜園として利用するため、譲渡人の申出を受けることとした。譲渡人は、市外に居住しており管理ができないので譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。●●から北東へ約 1.2 k m に位置する農地です。

また、13 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 15 番、中野委員、補足説明をお願いいたします。

1 5 番

15 番、当地区担当の、中野です。

6 月 6 日に、大野会長、事務局の方々、そして鈴川推進委員と私で、現地を確認いたしました。

家庭菜園の関係ですが、いわゆる多品目の少量生産という形の中で、管理もすごく行き届いています。こういったことから、今、事務局のお話もありましたが、空き家も含めて、購入されることに何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。
議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和 5 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号 1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿は田、現況は雑種地、面積は 693 m²。
権利の種類は、所有権の移転です。
譲受人は、●●市●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役、●●さん。
譲渡人は、●●市●●▲▲番地、●●さん。ほか 1 名です。
転用の目的は、貸駐車場です。
理由としまして、譲受人が、現在、隣接するホテルの駐車場が手狭になってきており、宿泊客や納入業者の車両等が増加してきたため、隣接地である申請地を購入し、駐車場としたい。譲渡人は、相続により取得したものであり、このたび、譲渡したい。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 14 ページをご覧ください。●●から南東へ約 150m に位置する農地です。
また、15 ページには公図、16 ページには土地利用計画図等を添付しております。
ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。
立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている第 3 種農地に該当し、原則として転用許可可

能な案件です。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透により処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件であり、平成14年頃から近隣の特別養護老人ホームの職員駐車場として使用されており、今回所有権移転の相談があった際に無断転用であったことが発覚したものです。これは、譲渡人の父親が生前に行ったものですが、今回、相続人である譲渡人から農地法に関して不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出を受けております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当17番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

17番

17番、山近です。

6月6日に、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の5名で現地調査をいたしました。

今、説明がありましたように、場所は、駅の南東にある●●の横の土地です。周り三方が建物に囲まれた、第3種農地です。

所有権の移転については、問題はないかと思われます。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第 3 号、農業振興地域の変更について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。
今回、農林水産課より農業振興地域の変更に関する案件、2 件について、意見を求められているところです。
内容につきましては、重要変更が 1 件、軽微な変更が 1 件となっています。4 ページをご覧ください。
議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて、意見決定を求める。
令和 5 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号 1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田。台帳面積 407 m²。うち、除外面積 47.31 m²です。
この案件につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。
今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。
申請者は、●●区●●▲丁目▲番▲号、●●合同会社。
除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置を行うものです。
別添、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。
申請地は、●●から北東へ約 2.7 k m に位置する農地です。
18 ページには公図を、19 ページから 20 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について、説明いたします。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしていると考えます。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたらお願いをいたします。

併せて、本件について、質問、ご意見のある方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。

3 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

3 番

当地区担当の、3 番、大田でございます。

6月6日、大野会長と事務局、濱村推進委員と私で、現地調査を行っております。

この農地はですね、20年ほど前から休耕田で、現在はカヤ等が繁茂しておる状態でございます。

また、周辺の農地も同様に、カヤやら木がたくさん繁茂して、周辺で水田として耕作されている所はございません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

軽微な変更、用途変更についてです。

申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、農用地の用途変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、現況地目は田、台帳面積2,786㎡のうち、用途変更する面積は183㎡です。

申請者は、●●▲▲番地、●●さん。

変更の目的は、鶏卵生産に必要な鶏舎を建設するため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び21ページをご覧ください。

申請地は、●●から東へ約2.9kmに位置する農地です。

22ページには公図を、23ページには土地利用計画図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号の、「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変

更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えないもの」に該当し、「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

なお、中山間直接支払制度の対象農地となっておりますが、除外予定であり問題はないと考えられます。

また、事業の計画にあたり、山口県西部家畜保健衛生所に事前協議をしており、●●に対しても説明を行っているとのことことです。

今後、●●地区の養鶏事業者に対しても事業説明会を実施する予定であるとのことことです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

14番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

この申請者は、初めてここで、養鶏業をやろうとされているんですかね。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

事務局の方でも、岡島委員、元永推進委員を含めて事前に現地調査をさせていただきましたが、当該地の北側にお住いの方で、今現在、自宅の敷地内で鶏を飼っておられて、この度、本格的に鶏卵を採取するための養鶏を始められるというお話でございました。

14番

採卵鶏は、経験があり、規模拡大ということですかね。

というのは、何を心配するかというと、今は鳥インフルエンザが全国で大々的に発生しちよるんやけど、山口県でも、長門市はブロイラーの一大産地ですから、趣味的に採卵鶏を始めてもらわんと、ブロイラー養鶏の●●●にしてみたら、大変迷惑な話と思うんですが。

その点が気になったから、心配になって聞いてみました。

ありがとうございました。

事務局長
補佐

現地調査でも、同じようなご意見がありましたので、先ほど補足で少し説明させていただきましたが、●●、●●、地元の養鶏業者さん、これらの機関からの説明、指導、合意を得たうえでということは、農業委員会の方からも、農林水産課を通じて伝達をお願いしているところでございます。以上でございます。

議 長

今、木村委員が言われましたように、やはり、鳥インフルエンザという伝染病がある関係で、趣味でやってもらったら困るよというご提案でした。

事務局の方が説明いたしましたように、農林事務所、あるいは●●等々に打診をして、この計画を説明されたようでございます。

今回は、変更申請ということでございますが、変更申請が進めば、来月に決定ということになるかと思えます。

養鶏農家の方、ご不安もあるかと思いますが、当たり前の手続きを踏んで●●、あるいは地区の養鶏農家の方にも、十分な説明をして、新規に始めるといいと思います。

設備については、きちっとした設備にしてもらうようになると思います。

また、その時には、皆さんにも説明があると思いますので、その時に慎重にご審議をしていただけたらと思います。

今回はとりあえず、変更申請ということでございます。

ほかにどなたか、質問、ご意見等がある方は、ご発言をお願いしたいと思えます。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件農地について、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地については、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 5 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 7 月 1 日の公告となります。

従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借が、三隅地区のみで、1 件 1 筆の 1,101 m²となります。

詳細につきましては、6 ページ及び 7 ページをご覧ください。

次に、8 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、日置地区のみで、6 件 35 筆の 59,395 m²です。

使用貸借については、日置地区のみで、1 件 1 筆の 1,479 m²となります。

合計しますと、日置地区のみで、7 件 36 筆の 60,874 m²となります。

詳細につきましては、9 ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

1 4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 4 番

14 番、木村です。

受け手の●●さんは、法人を立ち上げられるんですか。

事務局長
補佐

個人です。

1 4 番

個人ですか。

個人やけど、お父さんと一緒にやるっていうことですか。

事務局長
補佐

そうですね、ご住所は別々になっていますけれども、この度、●●さんから●●さんの方に利用権を設定して、お父さんと一緒に耕作をされるということです。

1 4 番

はい、分かりました。

議 長

他にどなたか、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。12 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 1、土地現況証明報告でございます。
番号 1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は雑種地、面積は 827 m²。
申請者は、●●▲▲番地、●●さん。
現地は肥培管理されており、農地として活用されていることから、令和 5 年 6 月 6 日に大野会長、野中委員、上手推進員、事務局とで現地を確認いたしまして、同日付けにて畑として証明をしております。
ほか 1 件の、証明をしております。
以上でございます。

議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。
事務局長	では、13 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。通常の利用権設定に係る合意解約でございます。 番号 1。 通知者ですが、貸付人は、●●市●●町▲丁目▲▲、●●さん。 借受人は、●●▲▲番地、●●さん。 土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 2,598 m²。ほか 1 筆。 令和 5 年 5 月 25 日に合意解約しております。 ほか 6 件の合意解約でございます。 続きまして、14 ページをご覧ください。 農地中間管理事業に係る合意解約でございます。 番号 1。 貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。 借受人は、●●市●●町▲丁目▲番▲号、公益財団法人、●●。 転借人は、●●▲▲番地、●●さん。 土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,101 m²。 令和 5 年 6 月 10 日に合意解約しております。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	報告事項は以上となります。 続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。
事務局長 補佐	まず、本日総会終了後に農地利用最適化推進委員の候補者選定委員会を開催いたします。選定委員である大野会長、松田職務代理、深水委員、木村委員、林一志委員は、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、次回の農業委員会定例総会ですが、7月14日、金曜日、午前9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、7月4日、火曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等、連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、月末に農地利用最適化推進地区別会議を実施いたします。

6月27日、火曜日の午前に油谷地区、午後に日置地区、6月29日、木曜日の午前に三隅地区、午後に長門地区での開催を予定しております。ご出席をよろしくお願いいたします。

最後に、委員改選に伴う臨時総会を、7月20日、木曜日に開催いたします。留任される委員の皆様方には、改めてご案内いたしますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時33分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年6月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 山 近 洋 祐

議事録署名委員 松 田 昭 洋